

## ○厚生労働省告示第 号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十五年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

第二号中「すゝての」を「全ての」に改め、同号ア中「5.2%」を「5.6%（N G S P 値）」に改める。

○厚生労働省告示第 号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成二十年厚生労働省告示第三百八十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）を受診した者及び当該特定健康診査の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）を利用した者に係る報告については、なお従前の例による。

平成二十五年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号ウ中「及び郵便番号」を「、郵便番号及び資格区分（強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別をいう。次号ウにおいて同じ。）」に改める。

第二号ウ中「及び郵便番号」を「、郵便番号及び資格区分」に改める。



○厚生労働省告示第 号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の二第四項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の特定健康診査等の実施体制その他の事項についての基準は、次のとおりとする。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ 保険者が特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下

「法」という。)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)又は特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)を実施する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準(平成二十五年厚生労働省告示第 号。以下「実施基準」という。)に定める基準を満たしていること。

ロ 保険者が法第二十六条の規定により他の保険者に特定健康診査又は特定保健指導の実施を依頼する場合において、当該保険者が実施基準に定める基準を満たす他の保険者と契約していること。

ハ 保険者が法第二十八条の規定により特定健康診査又は特定保健指導の実施を他の医療機関等に委託する場合において、当該保険者が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十五年厚生労働省告示第 号)を満たす他の医療機関等に委託していること。

二 保険者(前号ロに掲げる場合にあつては同号ロに規定する他の保険者、同号ハに掲げる場合にあつては同号ハに規定する医療機関等を含む。)が特定健康診査又は特定保健指導の対象者に対し、当該特定健康診査又は特定保健指導を受診又は利用すべき旨を受診券又は利用券の配布その他それに類する方法により、適切に通知していること。